

給与支払報告書

提出期限は一月三十一日

お店のご主人や、会社で経理を担当している方は、毎年のことですがつぎのことをお願いします。

従業員（臨時・パートの人も含む）がいる個人事業主のかたや所得税で青色申告書を出しているかたで、事業専従者のいるお店のご主人、会社などに勤務している従業員に「昭和五十五年一月一日から十二月三十一日までの間」（中途退職者の場合退職時まで、中途就職者の場合就職以降）に支払った給料や賞与などの合計額を、すでにお手もとにお届けしてある給与支払報告書にご記入のうえ、一月三十一日までに都留市役所税務課へ提出してください。

「給与支払報告書」の提出は、個人や法人などの事業の形態・従業員数、青色専従者の人数、また支払金額の多少などにはいっさい関係なく、その者に支払った五十五年中の一年間の給料・賞与などの総支払額、年末調整の際控除した配偶者・扶養親族・障害者等の数、社会保険料・生命保険料・損害保険料等の金額および徴収した税額等を記入していただくようになります。

この「給与支払報告書」の用紙は、三枚一組と四枚一組の二種類ありますが、普通一般の従業員な

ど給与の支払を受ける者には、

三枚一組の用紙を使って、二枚を税務課へ提出していただき、残りの一枚はその従業員に源泉徴収票としてお渡しください。

つぎに、五十五年中の給与の収入金額が、五〇〇万円をこえる人や法人などの役員（一年間の給与の収入金額が一五〇万円をこえる人）は、四枚一組の用紙を使っていただき二枚を税務課へ、一枚は源泉徴収票として大月税務署へ、残り一枚を本人に渡してください。なお、この「給与支払報告書」の提出に関連して、事業主から給料をもらっている人で、この給料以外には全く別に収入のない人（例えば農業収入・営業収入・不動産収入などをいいますが）はこの事業主から提出される給与支払報告書だけで、所得税の確定申告や市県民税の申告をする必要はありません。

ただし、つぎのような方々からは申告していただかなければなりません。

- ①病院等に支払った医療費などの控除を受けようとする人。
- ②災害などにより被害を受けた

ため難損控除を受けようとする人。
③住宅を新築して住宅取得控除を受けようとする人。
④住宅ローン控除を受けようとする人。

などは確定申告書（①④）または市県民税（①②）の申告書に領収書・証明書等を添付し提出していただかないと、その控除が受けられませんのでご注意ください。

なお、給与所得者については、今年から還付申告用の確定申告書で申告してください。

このように「給与支払報告書」は市県民税課税、諸証明発行の唯一の資料となるもので、事業主お

店の店主・会社の社長）など「給与の支払いをするものは、もれや、おちのちのように」すべての従業員の当市分を市長名、整理番号の記入してある総括表をつけて提出してください。

また、枚数の不足やその他、お問い合わせは税務課へお願いします。

◎この報告書の提出でご注意ください。この「給与支払報告書」の仕事をされる係のかたは、ご注意ください。ださるようお願いいたします。

◇ラジオ番組

「税務署からのお知らせ」

YBSラジオでは、毎日曜日の朝7時50分から7時55分まで「税務署からのお知らせ」番組で、税金を分りやすく解説しております。

1月から3月までの放送予定をお知らせします。

放送日	テーマ
55. 1. 4	還付申告は早めに
11	贈与税のあらまし（Ⅰ）
18	〃（Ⅱ）
25	譲渡所得のあらまし（Ⅰ）
2. 1	〃（Ⅱ）
8	還付申告は早めに
15	所得税の確定申告は明日から始まります。
22	生命保険と税金
3. 1	所得税第3期分の納税
8	所得税の確定申告（Ⅰ）
15	〃（Ⅱ）
22	確定申告が間違っていたら
29	税の相談は税務相談室へ

「冷害」による市民税・国民健康保険税の減免

昨年（五十五年）七月から九月にかけて発生した冷害で、農作物に被害を受けた納税者で

○五十四年の所得が四〇〇万円以下

○そのうち農業以外の所得が一六〇万円以下であつて

○農業災害補償法（農業共済）による共済金の支払いを受けた場合

申請書を提出しますと、市民税・国民健康保険税の農業所得分の税が減免されますので、二月末日までに共済金の支払通知書か、南都留農業共済組合の証明書をつけて申請してください。

詳しいことは税務課・賦課係（三）一一一内線二四六におたずねください。

「償却資産」の申告

償却資産の所有者は、地方税法三八三条の規定で、毎年一月一日現在における当該償却資産について、市長に申告していただくことになっております。期限は一月三十一日です。お忘れのないようお願いします。

なお、用紙のない方は税務課・評価係まで請求してください。